

## 2021（令和3）年度「議会による行政評価」実施要項

### 1 目的

飯田市自治基本条例第22条の規定により議会による行政評価を行い、市の執行機関の活動を監視することによって、適正な行政運営の確保に努める。また、議決事件とした基本構想基本計画の進行管理に関与することで、議会としての責任を果たす。

### 2 基本方針

(1) 「いいだ未来デザイン2028」の進行管理のため、議会として、戦略計画を中心に基本目標ごとに評価・検証を行い、執行機関に対して提言を行う。

令和2年度の予算決算委員会準備会における課題整理のなかで「『いいだ未来デザイン2028』に対する行政評価を4年間のサイクルでどう行うか」について、〈評価方式〉を次の①から③までのようにまとめた経緯を踏まえ、評価を実施するものとする。

- ① 初年度審査 ---- 計画初年度として、基本目標ごとに計画の構成を評価する。
- ② 中間期審査（2-3年目） ---- 委員会構成の変更を踏まえ、戦略・分野別計画の項目を分割し、重複しないよう双方を2年の間に評価する。
- ③ 最終年審査 ---- 基本目標の見直し年度として評価する。

(2) 今年度は「① 初年度審査」にあたるため、小戦略を評価の対象とし、基本目標の達成に向けて中期4年間で取り組む内容として適当かどうかについての評価を行う。また、進捗状況確認指標、重要業績評価指標（KPI）、参考資料等が小戦略の達成度或いは進捗状況を図る指標として妥当かどうか、他に指標が必要かどうか等についての検討を行ったうえで、提言につなげる。

一方で、昨年の行政評価が「いいだ未来デザイン2028」の前期4年間の最終年審査であったために、2017年度から2019年度の3年間の実績に基づく評価を行って中期計画への提言としているが、2020年度の実績に対する評価は未実施であることから、進捗状況確認指標、重要業績評価指標（KPI）における前期最終年の目標値と実績値との比較を中心に評価を行い、必要があれば前期の提言に追加して提言を行う。

従って執行機関から説明を受ける順序は、先に2020年度の実績、続いて2021年度の計画とし、評価及び検証の順序もこれに習うものとする。

(3) 事務事業評価については、昨年と同様決算審査において行うこととするが、評価対象が前期最終年次分にあたることから、決算審査の評価から次年度への提言を導き出すことは必須としない。

### 3 実施計画

(1) 基本的考え方

#### ① 位置付け

行政評価は、予算決算委員会の所管事務調査として「閉会中」も継続して調査を行う。

\* 6月定例会において、閉会中の継続調査として位置付ける。

#### ② 実施体制

行政評価の実施体制は、総務委員会、社会文教委員会及び産業建設委員会の3つの委員会の構成員による予算決算委員会分科会（以下「分科会」）が、各基本目標を分担して評価を行うことを原則とし、基本目標のマネジメントリーダー（執行機関の各部局長）の所属する分科会が担当する。

ただし、複数の分科会に関連する基本目標については、必要に応じて連合会議を開催することとする。また、リニア中央新幹線に関連する事項については、リニア推進特別委員会の構成員による分科会を設置し、担当分科会と連合会議を開催する。

また、評価の進め方などにおける認識の共有を図るため、予算決算委員会準備会の場、その他において分科会間の調整を行う。

#### ③ 評価の進め方

ア 評価の進め方については「いいだ未来デザイン2028」の、前期の基本目標及び2020年

度の戦略計画等の実績と、中期4年間の基本目標及び2021年度戦略計画等への取り組み方等について執行機関から説明を受けた後、分科会を中心に評価を進める。（詳細は別紙「2021(令和3)年度『議会による行政評価』の評価の視点について」を参照）

イ 評価対象は「いいだ未来デザイン2028」の前期及び中期の基本目標並びに2020及び2021年度の戦略計画（小戦略）をはじめとして、事務事業に対する評価を決算審査において扱う。また、分野別計画の評価については分科会の判断によるものとする。

ウ 評価にあたっては、別紙の「2021(令和3)年度『議会による行政評価』の評価の視点について」を参照することとし、評価のまとめにおいては議員間自由討議を重視して、分科会、委員会準備会での調整の後、全体会を経て、議員間で共有された事項を提言としてまとめる。

## (2) 具体的な取り組み

### ① 事前準備

ア 今回は中期4年間の初年度審査にあたることから、評価する基本目標の絞り込みは行わず、各分科会で該当する基本目標について総てを評価対象とする。

イ 戦略計画（小戦略）のうち、説明を受ける対象を絞り込む場合は、分科会の判断によるものとする。

ウ 分野別計画の扱いについては、3常任委員会の所管する調査研究テーマとの関係から、分科会の判断に任せるものとする。

### ② ステップ1「執行機関からの説明」 7月20日(火) 21日(水)

ア 「いいだ未来デザイン2028」の基本目標と戦略計画（小戦略）については、所管の分科会においてマネジメントリーダーから「基本目標評価シート」「年度戦略（小戦略）評価シート」または「2021(令和3)年度いいだ未来デザイン2028 戦略計画」等により説明を受ける。

イ 事務事業については決算審査で扱うが、基本目標及び戦略計画の評価・検証との関連で確認する場合がある。

ウ 分野別計画の説明については、3常任委員会の調査研究テーマとの関係性から分科会の判断によるものとする。説明を受ける場合は、分野別計画の概要等について担当課長から受けるものとする。

エ 複数の分科会に関連する基本目標については、該当する分科会間で事前に調整をした上で、連合会議を開催して説明を受ける。

オ 執行機関の説明を受けた後、必要な質疑を行う。分科会においては、議員間自由討議を積極的に活用し、論点の整理に努める。

### ③ ステップ2「個々の議員による評価」 提出日：7月29日(木)

別紙「2021(令和3)年度『議会による行政評価』の評価の視点について」を参考に、個々の議員によって評価を行い、期日までに評価シートを事務局に提出する。

### ④ ステップ3「分科会による意見集約」 8月3日(火) 4日(水)

ア 上記③の「個々の議員による評価」を持ち寄り、分科会としての意見を集約する。

イ 複数の分科会に関連する基本目標については、該当する分科会間で事前に調整をした上で、連合会議を開催して意見の取りまとめを行う。

### ⑤ ステップ4「分科会での検討経過協議・確認」 8月31日(火)

ア 分科会での検討経過について、第3回定例会の予算決算委員会前期全体会において委員長が報告し、全体で協議・確認を行う。

イ 事務事業評価を行う決算審査に向けて、課題等の共有を図る。

### ⑥ ステップ5「決算報告の分科会審査及び全体会での確認」 9月6日(月)～22日(水)

ア 分科会の決算審査において、事務事業についての評価及び検証を行う。

イ 評価にあたっては、基本目標との関係性などに留意し、政策に通じる決算審査にしてい  
く。また、ステップ4を踏まえた評価・検証を行う。

- ウ 分科会後に委員会準備会を実施し、評価・検証のまとめ、提言内容等について調整を行う。
- エ 全体会を実施し、評価・検証のまとめや提言内容の共有を図る。

⑦ ステップ6「提言と進行管理」 9月27日(月)

- ア 9月定例会本会議（最終日）において、委員会からの提言を報告し、閉会後に議長から市長に対し提言を行う。
- イ また、委員長立会いのもと、分科会正副座長において、所管する部長への提言についての説明を行う。

※提言内容の質を高めることを目的として、基本目標ごとの評価、提言の内容についての概略が固まった段階で各マネジメントリーダーに提示し、必要があれば分科会において担当部課長との意見交換を行った後に、分科会としての提言案をまとめることも検討してみる。意見交換の実施については、各分科会の判断に委ねる。

(3) 日程

- ① 事前準備 委員会準備会による分科会の意見等の調整、評価対象の決定  
執行機関の説明を希望する分野別計画のピックアップを各分科会で行い、7月9日(金)までに議会事務局へ報告  
→ 執行機関への通知（資料請求）
- ② 資料提供 企画課から議会事務局へ7月12日(月)期限  
→ 7月13日(火)以降、議会事務局から各議員へ配布

③ ステップ別の日程

ステップ1「成果・計画説明」	7月20日(火) 21日(水) 各分科会（必要に応じて連合会議）
ステップ2「戦略計画に対する 個々の議員による評価」	提出日：7月29日(木)
ステップ3「分科会による意見集約」	8月3日(火) 4日(水)
ステップ4「全体会での検討経過確認・協議」	8月31日(火) 前期全体会
ステップ5「決算報告の分科会審査 及び全体会での確認」	9月6日(月)～ 分科会 9月22日(水) 後期全体会
ステップ6「提言と進行管理」	9月27日(月)

## 2021(令和3)年度「議会による行政評価」の評価の視点について

2020年度 実績評価	<p><b>1 基本目標及び戦略計画の評価</b> 12の基本目標について、所管する分科会（連合審査を含む）において実施する。</p> <p>2020年度「基本目標評価シート」及び「年度戦略評価シート」の説明を受けた後、以下の「評価の視点」をもって評価及び検証する。</p> <p><b>【評価の視点】</b> 2020年度の取り組みを評価及び検証すると共に、進捗状況確指指標、重要業績評価指標(KPI)における前期4年間の最終目標値と実績値との比較を中心に据えて、改めて前期4年間の評価を行う。 合わせて、昨年行った「前期4年間の取り組みを中期にどうつなげるか」についての評価提言内容を確認し、必要があれば昨年のもに追加して提言を行う。</p>
	<p><b>2 事務事業の評価</b> 事務事業の評価については、昨年と同様9月の第3回定例会における決算審査において行うこととする。事務事業を、基本目標戦略計画との関係性などを踏まえて評価することによって、政策に通じる決算審査にしていく。 今回の評価対象は、前期4年間の最終年次分にあたることから、決算審査の評価から次年度への提言を導き出すことは必須とはしない。 なお、当事者目標については、今回から執行機関側が事務事業と一体化する整理を行ったため、事務事業評価の一項目として扱う。</p> <p><b>【評価の視点】</b> 事務事業の評価にあたっては、基本目標達成への有効性などの観点から「継続」「改善」「廃止」など、事務事業の今後の方向性をどう考えるかに視点を置く。</p>
	<p><b>3 分野別計画の評価</b> 総務、社会文教及び産業建設の3常任委員会の調査研究テーマにも係ることから、対象の選択については分科会の判断によるものとするが、今回は中期4年間の初年度審査であることから、分野別計画の評価及び検証は必ずしも必要とはしない。</p> <p><b>【評価の視点】</b> 評価及び検証を行う場合には、ステップ1において基本目標の全体的な評価の観点から、関連する分野別計画についてとして説明を受けることとする</p>

2021年度 計画評価	<p><b>基本目標及び戦略計画の評価</b></p> <p>13の基本目標について、所管する分科会（連合審査を含む）において実施する。</p> <p>2021年度「戦略計画」及び「小戦略」の説明を受けた後、「小戦略」を対象として以下の「評価の視点」をもって評価及び検証する。</p> <p><b>【評価の視点】</b></p> <p>昨年 of 行政評価は「最終年審査」として、前期の評価を中期4年間につなげることを狙いとしたので、まずは昨年行った提言が中期計画にどのように反映されているか、について確認する。</p> <p>その後、組み立てられた小戦略が、基本目標の達成に向けて中期4年間で取り組む内容として適当かどうかについての評価を行う。</p> <p>また、進捗状況確認指標、重要業績評価指標(KPI)、参考資料等が、小戦略の達成度或いは進捗状況を測る指標として適当かどうか、他に指標が必要ないか等について評価及び検証して、提言につなげる。</p>
----------------	---

**【留意事項】**

- ① 評価にあたっては、各区分の「評価シート」に記載されている執行機関側の自己評価が妥当であるか、について確認しながら進める。
- ② 基本目標及び戦略計画（小戦略）の達成度を、進捗状況確認指標を中心に、重要業績評価指標(KPI)、参考資料も用いて評価を進める。
- ③ 基本目標及び戦略計画（小戦略）の評価及び検証のため、必要に応じて事務事業をステップ1（成果説明）において確認することが考えられるが、決算審査で行う事務事業の成果評価にならないよう留意する。
- ④ 事務事業は、戦略計画（小戦略）に繋がっている関係性を見ながら決算審査において評価を行うが、経常経費などの事務事業は一括して説明を受けることで、決算審査としての審査機能を保持する。

2021(令和3)年度「議会による行政評価の日程」

・ステップ1 「執行機関による成果説明」	7月20日(火) 21日(水) 各分科会（連合会議）
・ステップ2 「各議員による評価」	7月29日(木) 評価シート提出期限
・ステップ3 「分科会による意見集約」	8月3日(火) 4日(水)
・ステップ4 「全体会での確認・協議」	8月31日(火) 前期全体会
・ステップ5 「分科会での決算審査 及び全体会での確認」	9月6日(月)から 各分科会 9月22日(水) 後期全体会
・ステップ6 「提言と進行管理」	9月27日(月) 第3回定例会閉会日